

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券（3年債）

銘 柄	第34回 独立行政法人福祉医療機構債券	債券の総額	金19,000百万円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金19,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成25年6月5日
発行価格	各債券の金額100円につき金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
利率	年0.233パーセント	払込期日	平成25年6月18日
利払日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	平成28年6月20日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成25年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から平成25年6月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成28年6月20日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者は、独立行政法人福祉医療機構法の定めるところにより、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付
本債券について、機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からAAの信用格付を平成25年6月5日付で取得している。
R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。
R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。
R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。
R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。
本債券の申込期間中に本債券に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
R & I：電話番号 03-3276-3511
2. 募集の受託会社
(1)本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。
(2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
(3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに機構及び募集の受託会社との間の平成25年6月5日付第34回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。
3. 期限の利益喪失に関する特約
機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。
(1)機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
(2)機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
(3)機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
(4)法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
4. 期限の利益喪失の公告
前項の規定により機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。
5. 公告の方法
(1)機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
(2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
6. 債券原簿の公示
機構は、機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

<p>摘 要</p>	<p>7. 本債券の債権者集会</p> <p>(1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2)債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3)債権者集会は、機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(4)本債券総額（償還済みの額を除く。また、機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6)前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8)前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p style="padding-left: 2em;">債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき</p> <p style="padding-left: 2em;">決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p style="padding-left: 2em;">決議が著しく不公正であるとき</p> <p style="padding-left: 2em;">決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9)本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11)本項に定めるほか債権者集会に関する手續は機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。</p> <p>(12)本項の手續に要する合理的な費用は、機構の負担とする。</p> <p>8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務</p> <p>(1)機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2)募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めを反しない範囲において、機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>9. 募入方法</p> <p style="padding-left: 2em;">応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。</p>
------------	---

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（3年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	野村證券株式会社 みずほ証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	百万円 7,600 5,700 5,700	1.引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2.本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金17.5銭とする。
	計		百万円 19,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務 受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号		

3. 新規発行債券（10年債）

銘 柄	第 35 回 独立行政法人福祉医療機構債券	債券の総額	金 10,000 百万円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金 10,000 百万円
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	平成 25 年 6 月 5 日
発行価格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
利 率	年 0.892 パーセント	払込期日	平成 25 年 6 月 18 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償 還 期 限	平成 35 年 6 月 20 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 25 年 12 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から平成 25 年 6 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成 35 年 6 月 20 日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人福祉医療機構法の定めるところにより、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付
本債券について、機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からAAの信用格付を平成25年6月5日付で取得している。
R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。
R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。
R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。
R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。
本債券の申込期間中に本債券に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
R & I：電話番号 03-3276-3511
2. 募集の受託会社
(1)本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。
(2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
(3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに機構及び募集の受託会社との間の平成25年6月5日付第35回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。
3. 期限の利益喪失に関する特約
機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。
(1)機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
(2)機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
(3)機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
(4)法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
4. 期限の利益喪失の公告
前項の規定により機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。
5. 公告の方法
(1)機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
(2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
6. 債券原簿の公示
機構は、機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

<p>摘 要</p>	<p>7. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p style="padding-left: 2em;">債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき</p> <p style="padding-left: 2em;">決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p style="padding-left: 2em;">決議が著しく不公正であるとき</p> <p style="padding-left: 2em;">決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は、機構の負担とする。</p> <p>8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務</p> <p>(1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>9. 募入方法</p> <p style="padding-left: 2em;">応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。</p>
------------	--

4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）

債券の引受	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件 1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金30銭とする。
	野村證券株式会社 みずほ証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	百万円 4,000 3,000 3,000	
	計		百万円 10,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号		

5. 本債券の発行により調達する資金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
29,000百万円	72.1百万円	28,927.9百万円

(注) 上記金額は、第34回独立行政法人福祉医療機構債券及び第35回独立行政法人福祉医療機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の使途

上記の手取概算額28,927.9百万円は、機構法第12条第1項第1号、第5号及び第6号に定める福祉貸付事業、第2号及び第3号に定める医療貸付事業（一般勘定 概算額9,966.3百万円）並びに第12号に定める年金担保貸付事業（年金担保貸付勘定 概算額18,961.6百万円）の貸付原資に平成25年6月下旬に充当する予定です。

第二部 参照情報

1. 参照書類

機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

「債券内容説明書 発行者情報の部 平成 23 年度決算」(平成 24 年 11 月 28 日現在)(以下「本説明書発行者情報の部」という。)

2. 参照書類の補完情報

(1) 事業等のリスク及び将来に関する事項について

本債券の発行者である機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす、上記に掲げた参照書類としての本説明書発行者情報の部には「事業等のリスク」に関する事項が記載されておりますが、当該「事業等のリスク」について、本説明書発行者情報の部の作成日(平成 24 年 11 月 28 日)以降、本説明書証券情報の部の作成日(平成 25 年 6 月 5 日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、本説明書発行者情報の部には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下に記載された事項を除き、本説明書証券情報の部の作成日(平成 25 年 6 月 5 日)現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(2) 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」について

平成 24 年 1 月 20 日に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定されましたが、「平成 25 年度予算編成の基本方針」(平成 25 年 1 月 24 日閣議決定)において、以下のとおり当面凍結することとされました。

「平成 25 年度予算編成の基本方針」(平成 25 年 1 月 24 日閣議決定)注記 2

特別会計及び独立行政法人の見直しについては、「特別会計改革の基本方針」(平成 24 年 1 月 24 日閣議決定)及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結し、平成 25 年度予算は、現行の制度・組織等を前提に編成するものとする。特別会計及び独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組む。

なお、当該閣議決定の全文については、内閣府ホームページで公表されております。

内閣府ホームページ <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2013/>

「平成 25 年度予算編成の基本方針」(平成 25 年 1 月 24 日閣議決定)全文

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/cabinet-index.html>

(3) 「独立行政法人制度改革関連法案」について

平成 24 年 5 月 11 日に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定されましたが、同年 11 月衆議院が解散されたことに伴い、廃案となりました。

なお、当該法律案の詳細につきましては、内閣官房ホームページ等をご参照下さい。

内閣官房ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/houan/index.html>

(4) 中期目標、中期計画の策定について

(a) 第3期中期目標（平成25年4月1日～平成30年3月31日）

独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）（以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣より第3期中期目標（平成25年4月1日～平成30年3月31日）が指示されております。内容は以下のとおりです。

[第3期中期目標]

独立行政法人福祉医療機構中期目標

独立行政法人福祉医療機構は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。

平成25年3月1日

厚生労働大臣
田村憲久

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成25年4月から平成30年3月までの5年とする。

第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項

独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。

2 業務管理（リスク管理）の充実

効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化するなど、ガバナンスの更なる高度化を図ること。

なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすることとする。

また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

第3 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

(1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図ること。

(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。

(3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。

2 経費の節減

- (1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。
- (2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。
- 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。
- 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。
- 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。
- (3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。
- (注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。
- 総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。
- 機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。
- 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

第4 業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改革、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。
- 特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施すること。
- (3) 福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。

(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、併せ貸しの一層の普及に努めること。

なお、併せ貸しの普及にあたっては、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとする。

(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。

2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。

(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改革、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。

特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施すること。

(3) 医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。

(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供すること。

(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 貸付債権の適正な管理

福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行うこと。

(2) 債権悪化の未然防止の取組

福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むこと。

金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。

(3) 経営が悪化した貸付先等への対応

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援すること。

き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。
ただし、民間と競合しない企画立案を行い、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。
また、機構が有する病院等の経営指導のノウハウについては、民間金融機関等へ普及を行うこと。
- (2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めるとともに、新規の施設種別に係る経営指標や診断メニューを策定すること。特に、福祉医療貸付事業の債権管理業務と連携し、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。
- (3) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。

5 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマに重点化し、毎年度、助成方針を定め公表すること。
- (2) 外部有識者からなる委員会による助成事業の選定については、公正性、客観性及び透明性の一層の確保を図ること。
また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。
- (3) 助成を行った事業については、外部有識者からなる委員会において評価方針を定め、事後評価を行うこと。
また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映すること。
- (4) 助成事業が、円滑に実施され、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。
- (5) 事業評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。
- (2) 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。
- (3) 業務委託先との連携の在り方を踏まえ、事務効率化を図ること。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。

（1）財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。

（2）扶養保険資金の運用

基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率の確保を目標とすること。

運用におけるリスク管理

扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。

運用に関する基本方針の見直し

運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。

基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。

なお、策定に際しては以下の点に留意すること。

- ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。
- ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。

また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。

扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。

（3）事務処理の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。

8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努めること。

(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。

(3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めること。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。)に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。

(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。

(2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。

また、引き続き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。

(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。

年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。

年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。

延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。

(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き、承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 運営費交付金以外の収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。

2 自己資金調達による貸付原資の確保

福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。

3 不要資産の国庫納付

将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。

人事に関する事項

- (1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。
- (2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。

(b) 第3期中期計画（平成25年4月1日～平成30年3月31日）

通則法第30条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣より定められた第3期中期目標を達成するため第3期中期計画（平成25年4月1日～平成30年3月31日）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けております。内容は以下のとおりです。

[第3期中期計画]

独立行政法人福祉医療機構中期計画

独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関として、引き続き適切な業務運営に努めることとする。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成25年3月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機構中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医療機構中期計画を作成する。

平成25年3月1日

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長野 洋

第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第三期中期目標期間においては、機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。
- (2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。
- (3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。

2 業務管理（リスク管理）の充実

(1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、顧客保護等管理態勢や信用リスク管理態勢等の充実を図り、ガバナンスの更なる高度化やALM（資産負債管理）システムの活用等により金利リスクを管理することで、機構が被るリスクの抑制に努める。

なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

(2) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。

また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図り、効率的かつ効果的な業務運営を行う。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

(1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。

(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善を図る。

(3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。

(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を実施する。

2 経費の節減

(1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、毎年度、業務方法を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。

(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。

監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。

(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。

(注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。

総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。

職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。

国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。

その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補充を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。
- (3) 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。
- (4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。
また、併せ貸しの一層の普及を図るため、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業については要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行う。
併せ貸し（協調融資）制度について、併せ貸し（協調融資）金融機関数を受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大するなど制度の充実、適切な運用を行う。
- (5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持する。
また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間15営業日以内を維持する。

2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。

(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施する。

(3) 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。

(4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。

(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持するとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。

また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間15営業日を維持する。

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 貸付債権の適正な管理

福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。

(2) 債権悪化の未然防止の取組

福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組む。

金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。

(3) 経営が悪化した貸付先等への対応

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。

き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 集団経営指導（セミナー）については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。

(2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。

また、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。

(3) 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施する。

(4) 個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断件数の実施に努める。

また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。

(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。

(6) 集団経営支援及び個別経営診断の各業務について、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。

5 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業(以下「助成事業」という。)については、特定非営利活動法人(NPO)等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表する。

(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会(以下「審査・評価委員会」という。)において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。

また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。

(3) 全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。

(4) 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。

(5) 助成を行った事業については、審査・評価委員会において評価方針を定め、事後評価を行う。

また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映する。

(6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。
なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。

(7) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を85%以上とする。

(8) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を80%以上とする。

(9) 事業評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を50日以内とする。

- (2) 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。
- (3) 平成25年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。
- (4) 業務委託先に対し業務指導を徹底し、窓口相談・届出受理の機能を強化することで事務の効率化を図る。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。

なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。

(2) 扶養保険資金の運用

基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。

また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とする。

運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。

- ・ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。
- ・ 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。

運用に関する基本方針の見直し

運用に関する基本方針については、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。

基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とする。

なお、策定に際しては、以下の点に留意する。

- ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。
- ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。

また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。

扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。

(3) 事務処理の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。

8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努め、中期目標期間中における年間ヒット件数を7,000万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。

(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。

(3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。)に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じる。

(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。

(2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じる。

また、引き続き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。

(3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。

(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議等により周知徹底に努める。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務の終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。

年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。

転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。

年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生を抑制に努める。

転貸法人等に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人等による適切な債権回収を促進させる。早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じた処理方を策定させ、適切な債権回収に努める。

延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。

(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務

承継教育資金貸付けあっせん業務については、引き続き、業務を休止する。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算 別表1のとおり

2 収支計画 別表2のとおり

3 資金計画 別表3のとおり

第5 短期借入金の限度額

1 限度額 117,400百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

以下不要財産を国庫納付する。

- ・ 東久留米宿舎（東京都東久留米市、戸建3戸）、小金井宿舎（東京都小金井市、戸建2戸）、玉川宿舎（東京都世田谷区、戸建2戸）、日野宿舎（東京都日野市、戸建5戸）、用賀宿舎（東京都世田谷区、集合住宅1棟）、上大岡宿舎（横浜市港南区、集合住宅1棟）、宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、集合住宅1棟）、千里山宿舎（大阪府吹田市、集合住宅1棟）、高槻宿舎（大阪府高槻市、集合住宅1棟）について、平成25年度以降に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。
- ・ 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。

第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

- ・ 全勘定に共通する事項
業務改善にかかる支出のための原資
職員の資質向上のための研修等の財源

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

1 職員の人事に関する計画

(1) 方針

効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。

人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。

職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修を実施するとともに、引き続き外部との人事交流を行う。

(2) 人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。

(参考1) 期初の常勤職員数 299人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 10,187百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。

予算
中期計画(平成25年度～平成29年度)の予算

別紙1

(単位:百万円)

区 別	金 額							計
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金 貸付 勘定	保 災 年金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 け あ っ せ ん 勘 定	
収入								
運営費交付金	16,534	2,941	538					20,013
国庫補助金	8,430	134,979						143,409
社会福祉振興助成費補助金	8,430							8,430
給付費補助金		134,979						134,979
利子補給金	27,593							27,593
福祉医療貸付事業収入								
福祉医療貸付金利息	271,685							271,685
経営指導事業収入	187							187
福祉保健医療情報サービス事業収入	12							12
退職手当共済事業収入		392,774						392,774
掛金		253,925						253,925
都道府県補助金		138,710						138,710
退職手当給付費支払資金戻入		0						0
給付費支払資金運用等収入		140						140
心身障害者扶養保険事業収入			165,864					165,864
保険料収入			36,190					36,190
保険金			61,511					61,511
特別給付金			379					379
弔慰金			0					0
信託運用収入			1,784					1,784
扶養保険資金戻入			66,000					66,000
年金担保貸付事業収入								
年金担保貸付金利息				12,393				12,393
労災年金担保貸付事業収入								
労災年金担保貸付金利息					175			175
承継債権管理回収業務収入						186,370		186,370
承継債権貸付金利息						186,361		186,361
手数料収入						9		9
利息収入	58				1	5	809	872
雑収入	47	5	2	5	0	23		82
計	324,546	530,700	166,404	12,399	180	187,202		1,221,431
支出								
福祉医療貸付事業費	300,395							300,395
支払利息	299,542							299,542
業務委託費	403							403
債券発行諸費	451							451
東日本大震災復旧・復興福祉医療貸付事業費								
支払利息	574							574
社会福祉振興助成金	8,430							8,430
退職手当共済事業費		524,023						524,023
退職手当給付金		512,228						512,228
退職手当給付費支払資金繰入		11,795						11,795
心身障害者扶養保険事業費			165,864					165,864
支払保険料			36,190					36,190
年金給付保険金			66,000					66,000
弔慰金給付保険金			379					379
特別弔慰金給付金			0					0
扶養保険資金繰入			63,295					63,295
年金担保貸付事業費				10,966				10,966
支払利息				1,778				1,778
業務委託費				8,720				8,720
債券発行諸費				468				468
労災年金担保貸付事業費								
業務委託費					133			133
業務経費	6,032	1,708	114	387	8	10,422		18,670
福祉医療貸付業務経費	3,058							3,058
経営指導業務経費	482							482
福祉保健医療情報サービス業務経費	2,078							2,078
社会福祉振興助成業務経費	413							413
退職手当共済業務経費		1,708						1,708
心身障害者扶養保険業務経費			114					114
年金担保貸付業務経費				387				387
労災年金担保貸付業務経費					8			8
承継債権管理回収業務経費						10,422		10,422
一般管理費	1,263	135	56	116	7	325		1,903
人件費	9,543	1,103	369	866	18	1,295		13,194
計	326,237	526,969	166,404	12,335	166	12,042		1,044,153

(注1) 承継教育資金貸付けあつせん勘定は、「独立行政法人整合理理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止している。
(注2) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

[人件費の見積り]

期間中総額 10,187 百万円を支出する。

但し、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

一般勘定、共済勘定及び保険勘定については、一括して次の算定方法を用い算出する。

$$\text{運営費交付金} = \text{業務経費} \times 1 + \text{一般管理費} \times 2 + \text{人件費} - \text{自己収入} + \text{当年度の所要額計上経費} + \text{特殊要因}$$

1、 2：効率化係数（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）

・人件費 = A × 1 × 2 + 退職手当

A：直前の年度における基本給等（基本給＋諸手当＋時間外手当）＋公務災害補償費＋雇用保険料＋労災保険料＋健康保険料負担金＋介護保険料負担金＋厚生年金保険料負担金＋厚生年金基金掛金負担金＋国家公務員等共済組合長期給付負担金＋児童手当拠出金

：昇給原資率等（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）

：給与改定率（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）

退職手当の金額は、毎年度の予算編成時に必要額を算出する。

退職一時金及び厚生年金基金の積立不足解消のための掛金を含む厚生年金基金への払い込み掛金の財源は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定については、運営費交付金によって措置されるものとする。

・業務経費 = 業務経費 × 1

業務経費は、所要額計上経費を除く。

：消費者物価指数（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）

・一般管理費 = 一般管理費 × 2

一般管理費は、所要額計上経費を除く。

：消費者物価指数（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）

・自己収入 = 経営指導事業収入＋雑収入等

雑収入は、社会福祉振興助成事業に係る助成金の返還金を除く。

・所要額計上経費：貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費（福祉保健医療情報サービス事業に係る経費を除く。） 公租公課

・特殊要因：法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要であって、毎年度の予算編成過程において決定する。

[注 記]

前提ルール

・昇給原資率等（ 1 ）、給与改定率（ 2 ）及び消費者物価指数（ 3 ）の伸び率を 0 として推定。

・効率化係数（ 1 ）は、平成 24 年度における運営費交付金対象見合い経費に対し中期計画最終年度（平成 29 年度）が 5.0%の削減になるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。

・効率化係数（ 2 ）は、平成 24 年度における運営費交付金対象見合い経費に対し中期計画最終年度（平成 29 年度）が 15.0%の削減になるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。

中期計画予算においては、平成 24 年度に対し以下の数値を仮置きし試算する。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95
2	0.97	0.94	0.91	0.88	0.85

収支計画
平成25年度～平成29年度の収支計画

別紙2

(単位:百万円)

区 別	金 額								計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保	年 金 担 保	承 継 債 権 管 理	承 継 教 育 資 金 貸 付 金 勘 定	資 金 貸 付 金 勘 定	
費用の部	337,093	527,005	104,936	12,373	167	12,073			993,646
経常費用	337,093	515,210	103,110	12,373	167	12,073			980,026
福祉医療貸付業務費	314,674								314,674
借入金利息	280,227								280,227
債券利息	23,945								23,945
債券発行諸費	451								451
業務委託費	395								395
福祉医療貸付業務経費	3,046								3,046
貸倒引当金繰入	6,610								6,610
経営指導業務費									
経営指導業務経費	479								479
福祉保健医療情報サービス業務費									
福祉保健医療情報サービス業務経費	2,077								2,077
社会福祉振興助成業務費	8,839								8,839
社会福祉振興助成費	8,430								8,430
社会福祉振興助成業務経費	410								410
退職手当共済業務費		513,933							513,933
退職手当給付金		512,228							512,228
退職手当共済業務経費		1,705							1,705
心身障害者扶養保険業務費			102,683						102,683
支払保険料			36,190						36,190
給付金			66,380						66,380
心身障害者扶養保険業務経費			114						114
年金担保貸付業務費				11,329					11,329
借入金利息				152					152
債券利息				1,569					1,569
債券発行諸費				468					468
業務委託費				8,721					8,721
年金担保貸付業務経費				385					385
貸倒引当金繰入				35					35
労災年金担保貸付業務費					141				141
業務委託費					133				133
労災年金担保貸付業務経費					8				8
貸倒引当金繰入					0				0
承継債権管理回収業務費						10,418			10,418
承継債権管理回収業務経費									
一般管理費	1,254	134	56	115	7	323			1,890
減価償却費	268	45	4	62	1	47			426
人件費	9,501	1,099	367	866	18	1,285			13,135
臨時損失		11,795	1,825						13,620
退職手当給付費支払資金繰入		11,795							11,795
心身障害者扶養保険責任準備金繰入			1,825						1,825
収益の部	323,518	527,005	107,569	12,438	181	188,700			1,159,409
運営費交付金収益	16,534	2,941	538						20,013
福祉医療貸付事業収入	270,462								270,462
経営指導事業収入	187								187
福祉保健医療情報サービス事業収入	12								12
退職手当共済事業収入		254,065							254,065
掛金		253,925							253,925
給付費支払資金運用等収入		140							140
心身障害者扶養保険事業収入			106,889						106,889
受取保険料			36,190						36,190
保険金			61,891						61,891
金銭の信託運用益			8,808						8,808
年金担保貸付事業収入				12,435					12,435
労災年金担保貸付事業収入					176				176
承継債権管理回収業務収入						185,619			185,619
年金住宅資金等貸付金利息						185,610			185,610
手数料収入						9			9
補助金等収益	36,023	269,958							305,981
社会福祉振興助成費補助金収益	8,430								8,430
国庫補助金収益		134,979							134,979
都道府県補助金収益		134,979							134,979
利子補給金収益	27,593								27,593
資産見返運営費交付金戻入	236	40	2	0	0	7			286
財務収益									
受取利息	58			1	5	647			711
雑益	6	1	0	2	0	16			24
臨時利益		0	140		0	2,411			2,550
貸倒引当金戻入益					0	2,411			2,411
退職手当給付費支払資金戻入益		0							0
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益			140						140
総利益又は総損失()	13,576	0	2,633	65	14	176,627			165,764

(注1) 承継教育資金貸付金勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止している。

(注2) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
平成25年度～平成29年度の資金計画

別紙3

(単位:百万円)

区 別	金 額								計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	
資金支出	4,387,304	548,780	166,471	1,607,976	132,976	1,525,341			8,368,848
業務活動による支出	2,191,637	515,175	103,109	660,348	15,666	829,095			4,315,030
福祉医療貸付事業費	300,969								300,969
福祉医療貸付金による支出	1,865,400								1,865,400
社会福祉振興助成金による支出	8,430								8,430
退職手当共済事業費		512,228							512,228
心身障害者扶養保険事業費			102,570						102,570
年金担保貸付事業費				10,966					10,966
年金担保貸付金による支出				648,000					648,000
労災年金担保貸付事業費					133				133
労災年金担保貸付金による支出					15,500				15,500
人件費支出	9,543	1,103	369	866	18	1,295			13,194
経営指導業務費	482								482
その他の業務支出	6,813	1,843	171	503	15	10,983			20,328
国庫納付金の支払額				13	0	816,816			816,830
投資活動による支出	638,500		63,295	6,000	117,100	695,900			1,520,795
金銭の信託の増加による支出			63,295						63,295
有価証券の取得による支出	638,500			6,000	117,100	695,900			1,457,500
財務活動による支出	1,555,764			941,400					2,497,164
長期借入金の返済による支出	1,431,764								1,431,764
短期借入金の返済による支出				682,400					682,400
債券の償還による支出	124,000			259,000					383,000
次期中期目標の期間への繰越金	1,404	33,606	67	227	210	347			35,860
資金収入	4,387,304	548,780	166,471	1,607,976	132,976	1,525,341			8,368,848
業務活動による収入	1,720,654	530,700	100,404	659,482	15,628	696,254			3,723,122
福祉医療貸付事業収入	271,685								271,685
福祉医療貸付回収金による収入	1,396,108								1,396,108
経営指導事業収入	187								187
福祉保健医療情報サービス事業収入	12								12
退職手当共済事業収入		254,065							254,065
心身障害者扶養保険事業収入			99,864						99,864
年金担保貸付事業収入				12,393					12,393
年金担保貸付回収金による収入				647,083					647,083
労災年金担保貸付事業収入					175				175
労災年金担保貸付回収金による収入					15,447				15,447
承継債権管理回収業務収入						186,370			186,370
承継融資業務収入						509,053			509,053
運営費交付金収入	16,534	2,941	538						20,013
補助金等収入	36,023	273,689							309,712
その他の業務収入	105	5	2	6	5	831			955
投資活動による収入	666,376		66,000	8,900	117,200	828,700			1,687,176
金銭の信託の減少による収入			66,000						66,000
有価証券の償還による収入	666,376			8,900	117,200	828,700			1,621,176
財務活動による収入	1,997,900			939,300					2,937,200
長期借入れによる収入	1,897,900								1,897,900
短期借入れによる収入				701,300					701,300
債券の発行による収入	100,000			238,000					338,000
前期中期目標の期間よりの繰越金	2,374	18,080	67	293	148	387			21,350

(注1) 承継教育資金貸付けあせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止している。

(注2) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(5) 年度計画の策定について

機構は、「民間活動応援宣言」を掲げ、お客さま目線を大切に、福祉と医療の一体的な商品・サービスの提供を通じて地域の福祉と医療の連携、地域力の向上に貢献していきたくと考えております。また、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として専門性を磨き、民間活動を応援していきます。

当該経営理念を踏まえ、機構では通則法第31条第1項の規定に基づき、第3期中期計画に基づく平成25年度計画を定めております。内容は以下のとおりです。

独立行政法人福祉医療機構年度計画（平成25年度）

独立行政法人福祉医療機構は、平成20年10月に策定した経営理念「民間活動応援宣言」に基づき、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援するため、適切な業務運営に努めることとする。

平成25年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構年度計画を、次のとおり定める。

平成25年3月29日

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長野 洋

第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、「専門性の向上」を図り、かつ、「業務間の連携強化」により、法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための取組みを実施する。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

(1) 事務・事業の合理化・効率化を図るため、業務の実態を踏まえつつ、業務運営体制の見直しを行う。

(2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。

(3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力を発揮し、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。

2 業務管理（リスク管理）の充実

(1) 内部統制の更なる充実・強化を図るため、顧客保護等管理態勢及び信用リスク管理態勢等の整備並びに監査機能の強化を行う。

また、金利リスク抑制の観点から、ALM（資産負債管理）システムを活用し、貸付事業に係る財務状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分析等を行うほか、情報資産の安全確保のため、情報セキュリティ対策の強化を図る。

(2) 第1期中期計画において構築したISO9001に基づく品質マネジメントシステムの適切な運用を通じ、業務上の課題や顧客からのニーズ等へ効果的に対応するとともに、リスク管理及び業務の継続的改善の観点を重視した内部監査に基づく是正・予防処置活動により、業務管理の充実を図る。

また、業務改革等に向けた職員の自主的な取組を奨励し、業務改善活動の推進及び更なる活性化に取り組む。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。
- (2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定しシステム等の改善を図る。
- (3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を受講する等情報管理担当部署の専門性の向上を図る。
- (4) 業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者(CIO)補佐及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。

2 経費の節減

- (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務方法を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進し、経費の節減を努める。
 - (2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。
 - 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
 - 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。
 - また、一者応札・応募の改善策として、一般競争入札等の公告期間を10営業日以上とする。
 - 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。
 - 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。
 - (3) 運営費交付金を充当して行う業務においては、運営費交付金の効率的、効果的な使用を徹底することにより、一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)について、経費節減に関する中期計画を達成するよう、更なる経費の削減への取組を行う。
 - (注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因を除く。
 - 総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。
 - 機構の給与水準について、引き続き適正化に向けた取組を進めるとともに、取組状況を公表する。

第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区 分	平成 25 事業年度
貸 付 契 約 額	254,600,000 千円
資 金 交 付 額	251,500,000 千円

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備等に係る資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
特に、東日本大震災からの復旧・復興に資するため、引き続き、災害復旧・復興資金の優遇融資を実施する。
- (3) 提出書類の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進めるとともに、事業者に対する積極的な融資内容の周知や個別融資相談を実施し、利用者サービスの向上を図る。
特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。
- (4) これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。
また、次の取組みを行うことにより、併せ貸しの一層の普及を図る。
児童福祉事業及び障害者福祉事業について、低調な理由の要因分析を行う。
協調融資金融機関数を拡大するための方策を検討し、その検討結果を踏まえ周知・広報活動等を開始する。
- (5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。

2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区 分	平成 25 事業年度
貸 付 契 約 額	214,000,000 千円
資 金 交 付 額	205,800,000 千円

- (1) 医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。
また、病院への融資については、ガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、地域医療再生計画に基づく整備、介護基盤の緊急整備に係る資金や、金融環境の変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
特に、東日本大震災からの復旧に資するため、引き続き、災害復旧資金の優遇融資を実施する。
- (3) 提出資料の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進めるとともに、全国数か所で開催する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図る。
特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階からの確かな融資相談に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。
- (4) これまでの融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。

- (5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。
また、融資審査においては、病院の機能等や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 貸付債権の適正な管理

福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。

東日本大震災において被災した社会福祉施設や医療施設等の貸付先に対し、引き続き、元金金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施する。

(2) 債権悪化の未然防止の取組

福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組む。

金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。

(3) 経営が悪化した貸付先等への対応

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。

き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 集団経営指導（セミナー）については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。

- (2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。

また、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。

- (3) 顧客等のニーズを把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に向け、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法についての検討を行い、方向性について取りまとめる。

- (4) 個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、280件以上の診断件数の実施に努める。
また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。

- (5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を5日以内とする。

- (6) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。

5 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、事後評価結果等をもとに、国と協議のうえ設定するとともに、募集要領等に明記のうえ、公表するなど広く周知する。
- (2) 助成事業を通じて、災害時において災害弱者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な災害福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る。
- (3) 助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。
なお、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、事業内容の特性に配慮しつつ、固定化回避に努める。
- (4) 特定非営利活動法人等を育成、支援し、その活動を後押しする観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。
- (5) 平成25年度分の「助成金申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- (6) 審査・評価委員会において、平成25年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づく事後評価を実施する。
また、事後評価結果については、速やかに公表するとともに、平成26年度分の助成事業の選定方針の改正等に適正に反映する等、継続的な改善を図る。
- (7) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。
また、先進的な取り組みを行っている団体との意見交換等を通じて、職員の専門性の向上に努める。
- (8) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を85%以上とする。
- (9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度を80%以上の回答を得る。
- (10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページ等で公表するなど広く周知する。
- (11) 助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 25 事業年度
4 月 1 日現在の被共済職員数	758,309 人
退職手当金支給者数	71,893 人
退職手当金支給額	93,675,975 千円
単 位 掛 金 額	44,700 円

- (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を50日以内とする。
- (2) 共済契約者の事務担当者を対象に業務委託先が実施する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導する。
- また、効率的な制度内容の周知を行うための手法について、共済契約者に対するアンケート調査を実施するとともに、電子届出システムの更なる改善や操作性の向上を図り、事務処理を簡素化し、70%以上の利用者から負担が軽減されたとの回答を得る。
- (3) 平成25年度の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。
- (4) 業務委託先に対する事務手続きの周知方法の見直しを行い、より効果的な窓口相談・届出受理の機能強化を図る。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 25 事業年度
新 規 加 入 者 数	326 人
新 規 年 金 受 給 者 数	2,253 人
保 険 対 象 加 入 者 数	73,869 人
年 金 給 付 保 険 金 支 払 対 象 障 害 者 数	53,048 人
死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額	7,844,900 千円
年 金 給 付 保 険 金 額	12,900,506 千円

- (1) 財政状況の検証
- 平成24年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険財務状況検討会(以下、「財務状況検討会」という。)で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表する等関係者に対し広く周知する。
- なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。
- (2) 扶養保険資金の運用
- 基本的考え方
- 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針(長期的に維持すべき資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。))を含む。)を、心身障害者扶養保険資産運用委員会(資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。)の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。
- また、各資産ともパッシブ運用を中心とし、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

運用におけるリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、以下の方法によりリスク管理を行う。

- ・ 資産全体
資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。
- ・ 各資産
各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況等を把握し適切に管理する。
- ・ 運用受託機関等
運用受託機関等に対しガイドラインを示し、運用状況及びリスク負担の状況を把握するとともに、信用リスクの管理等を行い、適切に管理する。

なお、運用状況については、毎月実績報告を受け、ベンチマーク収益率との乖離状況を把握するとともに、年4回（四半期毎）ヒアリングを実施する。

運用に関する基本方針見直し

運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。

基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、資産運用委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。

また、短期資産において、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

（参考）基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅

区 分	基本ポ ートフォリ	乖離許容幅
国内債券	71.6%	±8%
国内株式	7.8%	±5%
外国債券	7.8%	±5%
外国株式	7.8%	±5%
短期資産	5.0%	±4%

扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

平成24年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。

（3）事務処理の適切な実施

扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かくに対応する。

また、事務担当者会議の出席者に対するアンケート調査において、回答者の70%以上から満足したとの回答を得る。

8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

（1）基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努める。

（2）利用者ニーズを踏まえ提供情報及び機能の見直しを行い、年間ヒット件数を7,000万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。

（3）福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。

(4) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

(参考)

年金担保貸付事業

区 分	平成 25 事業年度
貸 付 契 約 額	129,600,000 千円
資 金 交 付 額	129,600,000 千円

労災年金担保貸付事業

区 分	平成 25 事業年度
貸 付 契 約 額	3,100,000 千円
資 金 交 付 額	3,100,000 千円

(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。

(2) 事業の実施状況等を把握し、国の要請に応じて「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく国における計画立案に必要な基礎資料の提供を行う。

また、引き続き年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。

(3) ホームページ、リーフレット等により、制度の内容について周知する。

また、引き続き、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体20団体以上との連携協力による広報活動を展開するとともに、多重債務者等の借入れに関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。

(4) 受託金融機関の窓口等における利用者に対し、適切に対応するために、受託金融機関事務打合せ会議等により指導を適切に行う。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務の終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

(1) 関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。

また、受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。

(2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。

(3) 転貸債権に係るローン保証会社24社すべてについて、保証履行能力の把握及び分析を行う。

(4) 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。

また、経済情勢の変化に伴うローン返済困難者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。

(5) 転貸法人等に対して、監督官庁と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人による適切な債権回収を促進させる。

早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じて法人の合併、事業譲渡、債権譲渡等による処理方を策定させ、適切な債権回収に努める。

また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。

なお、引き続き、東日本大震災の影響が大きい転貸法人に対しては、きめ細かな支援を行う。

(6) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等を実施するよう徹底する。

また、長期延滞債権については、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、一層の早期債権回収に努める。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別表1のとおり

2 収支計画

別表2のとおり

3 資金計画

別表3のとおり

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

117,400百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

中期計画に定めた計画に基づき、平成25年度以降に国庫納付する宿舎について、入居者の退去及び土地境界確定測量等、各種手続きを進める。

第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

- ・ 全勘定に共通する事項
業務改善にかかる支出のための原資
職員の資質向上のための研修等の財源

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画

(1) 方針

効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実情に即した、より適正な組織編成及び人員配置を行う。

人事評価制度を引き続き適正に実施し、人事や給与への反映等の取組を進める。

担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施する。

また、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を実施するとともに、民間金融機関等への研修派遣を行う。

(2) 人員に係る指標

平成25年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。

予算
平成25年度予算

別表1

(単位:千円)

区 別	金 額							
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金担 保貸付勘定	承継債権管 理回収勘定	承継教育資 金貸付けあ つせん勘定	計
収入								
運営費交付金	2,716,678	534,427	101,859					3,352,964
国庫補助金	1,685,914	24,966,869						26,652,783
社会福祉振興助成費補助金	1,685,914							1,685,914
給付費補助金		24,966,869						24,966,869
利子補給金	5,946,424							5,946,424
福祉医療貸付事業収入								
福祉医療貸付金利息	47,303,674							47,303,674
経営指導事業収入	37,302							37,302
福祉保健医療情報サービス事業収入	2,462							2,462
退職手当共済事業収入		76,254,737						76,254,737
掛金		47,537,149						47,537,149
都道府県補助金		28,697,594						28,697,594
給付費支払資金運用等収入		19,994						19,994
心身障害者扶養保険事業収入			33,781,410					33,781,410
保険料収入			8,008,944					8,008,944
保険金			12,444,900					12,444,900
特別給付金			81,870					81,870
弔慰金			70					70
信託運用収入			345,120					345,120
扶養保険資金戻入			12,900,506					12,900,506
年金担保貸付事業収入				2,268,074				2,268,074
年金担保貸付金利息								
労災年金担保貸付事業収入					30,781			30,781
労災年金担保貸付金利息								
承継債権管理回収業務収入						45,264,931		45,264,931
承継債権貸付金利息						45,262,625		45,262,625
手数料収入						2,306		2,306
利息収入	11,618				142	318,077		330,859
雑収入	9,416	1,071	349	1,083	20	4,526		16,465
計	57,713,488	101,757,104	33,883,618	2,269,299	31,823	45,587,534		241,242,866
支出								
福祉医療貸付事業費	53,039,008							53,039,008
支払利息	52,867,461							52,867,461
業務委託費	90,967							90,967
債券発行諸費	80,580							80,580
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費								
支払利息	121,870							121,870
社会福祉振興助成金	1,685,914							1,685,914
退職手当共済事業費		97,490,881						97,490,881
退職手当給付金		93,675,975						93,675,975
退職手当給付費支払資金繰入		3,814,906						3,814,906
心身障害者扶養保険事業費			33,781,410					33,781,410
支払保険料			8,008,944					8,008,944
年金給付保険金			12,900,506					12,900,506
弔慰金給付保険金			81,870					81,870
特別弔慰金給付金			70					70
扶養保険資金繰入			12,790,020					12,790,020
年金担保貸付事業費				2,289,667				2,289,667
支払利息				453,557				453,557
業務委託費				1,754,246				1,754,246
債券発行諸費				81,864				81,864
労災年金担保貸付事業費					26,722			26,722
業務委託費					2,985			2,985
業務経費	731,767	284,221	36,800	72,341		2,273,927		3,402,041
福祉医療貸付業務経費	363,991							363,991
経営指導業務経費	59,369							59,369
福祉保健医療情報サービス業務経費	250,000							250,000
社会福祉振興助成業務経費	58,407							58,407
退職手当共済業務経費		284,221						284,221
心身障害者扶養保険業務経費			36,800					36,800
年金担保貸付業務経費				72,341				72,341
労災年金担保貸付業務経費					2,985			2,985
承継債権管理回収業務経費						2,273,927		2,273,927
一般管理費	208,319	35,833	6,760	38,918	3,070	101,327		394,227
人件費	1,837,390	215,444	58,648	111,893	2,288	375,364		2,601,027
計	57,624,268	98,026,379	33,883,618	2,512,819	35,065	2,750,618		194,832,767

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

収支計画
平成25年度収支計画

別表2

(単位:千円)

区 別	金 額								計
	一般勘定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 年 貸 付 勘 定	年 金 担 保 年 貸 付 勘 定	年 金 担 保 年 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	
費用の部	60,730,386	98,037,660	22,069,018	2,522,435	35,580	2,767,200			186,162,281
経常費用	60,730,386	94,222,753	21,094,023	2,522,435	35,580	2,767,200			181,372,379
福祉医療貸付業務費	56,497,433								56,497,433
借入金利息	49,223,905								49,223,905
債券利息	4,741,426								4,741,426
債券発行諸費	80,580								80,580
業務委託費	88,822								88,822
福祉医療貸付業務経費	356,836								356,836
貸倒引当金繰入	2,005,864								2,005,864
経営指導業務費		57,506							57,506
経営指導業務経費									
福祉保健医療情報サービス業務費									
福祉保健医療情報サービス業務経費	249,334								249,334
社会福祉振興助成業務費	1,742,123								1,742,123
社会福祉振興助成費	1,685,914								1,685,914
社会福祉振興助成業務経費	56,209								56,209
退職手当共済業務費		93,958,367							93,958,367
退職手当給付金		93,675,975							93,675,975
退職手当共済業務経費		282,392							282,392
心身障害者扶養保険業務費			21,027,719						21,027,719
支払保険料			8,008,944						8,008,944
給付金			12,982,446						12,982,446
心身障害者扶養保険業務経費			36,329						36,329
年金担保貸付業務費				2,348,356					2,348,356
借入金利息				10,323					10,323
債券利息				422,717					422,717
債券発行諸費				81,864					81,864
業務委託費				1,755,455					1,755,455
年金担保貸付業務経費				71,112					71,112
貸倒引当金繰入				6,885					6,885
労災年金担保貸付業務費					29,781				29,781
業務委託費					26,821				26,821
労災年金担保貸付業務経費					2,960				2,960
承継債権管理回収業務費									
承継債権管理回収業務経費						2,271,760			2,271,760
一般管理費	202,928	35,003	6,546	38,359	3,059	100,345			386,242
減価償却費	151,985	14,891	1,427	24,601	466	21,044			214,415
人件費	1,829,074	214,491	58,331	111,118	2,273	374,050			2,589,337
臨時損失		3,814,906	974,994						4,789,901
退職手当給付費支払資金繰入		3,814,906							3,814,906
心身障害者扶養保険責任準備金繰入			974,994						974,994
収益の部	57,355,371	98,037,660	22,343,890	2,275,475	32,069	45,896,909			225,941,376
運営費交付金収益	2,716,678	534,427	101,859						3,352,964
福祉医療貸付事業収入	46,822,276								46,822,276
経営指導事業収入	37,302								37,302
福祉保健医療情報サービス事業収入	2,462								2,462
退職手当共済事業収入		47,557,143							47,557,143
掛金		47,537,149							47,537,149
給付費支払資金運用等収入		19,994							19,994
心身障害者扶養保険事業収入			22,241,256						22,241,256
受取保険料			8,008,944						8,008,944
保険金			12,526,840						12,526,840
金銭の信託運用益			1,705,472						1,705,472
年金担保貸付事業収入				2,274,888					2,274,888
労災年金担保貸付事業収入					30,844				30,844
承継債権管理回収業務収入						45,068,699			45,068,699
年金住宅資金等貸付金利息						45,066,393			45,066,393
手数料収入						2,306			2,306
補助金等収益	7,632,338	49,933,738							57,566,076
国庫補助金収益		24,966,869							24,966,869
都道府県補助金収益		24,966,869							24,966,869
社会福祉振興助成費補助金収益	1,685,914								1,685,914
利子補給金収益	5,946,424								5,946,424
資産見返運営費交付金戻入	131,597	12,233	742	168	23	1,645			146,411
財務収益									
受取利息	11,618					193,575			206,345
雑益	1,100	118	32	308	5	3,212			4,775
臨時利益		0				629,776			629,933
貸倒引当金戻入益						629,776			629,932
退職手当給付費支払資金戻入益		0							0
総利益又は総損失()	3,375,015	0	274,872	246,959	3,511	43,129,709			39,779,095

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

資金計画
平成25年度資金計画

別表3

(単位:千円)

区 別	金 額							計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	
資金支出	1,433,379,845	119,832,810	33,950,476	256,575,458	42,355,652	416,764,652		2,302,858,897
業務活動による支出	514,924,268	94,211,473	21,093,598	132,125,809	3,135,320	237,537,564		1,003,028,032
福祉医療貸付事業費	53,160,878							53,160,878
福祉医療貸付金による支出	457,300,000							457,300,000
社会福祉振興助成金による支出	1,685,914							1,685,914
退職手当共済事業費		93,675,975						93,675,975
心身障害者扶養保険事業費			20,991,390					20,991,390
年金担保貸付事業費				2,289,667				2,289,667
年金担保貸付金による支出				129,600,000				129,600,000
労災年金担保貸付事業費					26,722			26,722
労災年金担保貸付金による支出					3,100,000			3,100,000
人件費支出	1,837,390	215,444	58,648	111,893	2,288	375,364		2,601,027
経営指導業務費	59,369							59,369
その他の業務支出	880,717	320,054	43,560	111,259	6,055	2,442,448		3,804,093
国庫納付金の支払額				12,990	255	234,719,751		234,732,996
投資活動による支出	638,500,000		12,790,020	6,000,000	39,100,000	178,900,000		875,290,020
金銭の信託の増加による支出			12,790,020					12,790,020
有価証券の取得による支出	638,500,000			6,000,000	39,100,000	178,900,000		862,500,000
財務活動による支出	278,595,526			118,100,000				396,695,526
長期借入金の返済による支出	273,595,526							273,595,526
短期借入金の返済による支出				59,100,000				59,100,000
債券の償還による支出	5,000,000			59,000,000				64,000,000
翌年度への繰越金	1,360,051	25,621,337	66,858	349,649	120,332	327,087		27,845,318
資金収入	1,433,379,845	119,832,810	33,950,476	256,575,458	42,355,652	416,764,652		2,302,858,897
業務活動による収入	324,129,384	101,757,104	20,983,112	133,782,430	3,207,762	178,577,418		762,437,210
福祉医療貸付事業収入	47,303,674							47,303,674
福祉医療貸付回収金による収入	266,415,896							266,415,896
経営指導事業収入	37,302							37,302
福祉保健医療情報サービス事業収入	2,462							2,462
退職手当共済事業収入		47,557,143						47,557,143
心身障害者扶養保険事業収入			20,880,904					20,880,904
年金担保貸付事業収入				2,268,074				2,268,074
年金担保貸付回収金による収入				131,513,131				131,513,131
労災年金担保貸付事業収入					30,781			30,781
労災年金担保貸付回収金による収入					3,175,939			3,175,939
承継債権管理回収業務収入						45,264,931		45,264,931
承継融資業務収入						132,989,884		132,989,884
運営費交付金収入	2,716,678	534,427	101,859					3,352,964
補助金等収入	7,632,338	53,664,463						61,296,801
その他の業務収入	21,034	1,071	349	1,225	1,042	322,603		347,324
投資活動による収入	666,376,040		12,900,506	8,900,000	39,000,000	237,800,000		964,976,546
金銭の信託の減少による収入			12,900,506					12,900,506
有価証券の償還による収入	666,376,040			8,900,000	39,000,000	237,800,000		952,076,040
財務活動による収入	440,500,000			113,600,000				554,100,000
長期借入れによる収入	420,500,000							420,500,000
短期借入れによる収入				75,600,000				75,600,000
債券の発行による収入	20,000,000			38,000,000				58,000,000
前年度よりの繰越金	2,374,421	18,075,706	66,858	293,028	147,890	387,234		21,345,140

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(6) 平成25年度予算について

[貸付事業計画]

[一般勘定]

区 分		23年度予算額				24年度予算額		25年度予算額		
		当初予算額	第一次補正	第三次補正	計	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)		
						億円	億円	億円	増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約額	1,715	264		1,979	1,899	2,546	647	34.1	%
	資金交付額	1,526	264		1,790	2,118	2,515	397	18.7	%
医療貸付	貸付契約額	1,623	1,436	64	3,123	2,074	2,140	66	3.2	%
	資金交付額	1,369	1,436	64	2,869	1,794	2,058	264	14.7	%
合 計	貸付契約額	3,338	1,700	64	5,102	3,973	4,686	713	17.9	%
	資金交付額	2,895	1,700	64	4,659	3,912	4,573	661	16.9	%
	財政融資資金借入金	2,460	1,700	64	4,224	3,588	4,205	617	17.2	%
	自己資金	435			435	324	368	44	13.6	%
	(うち福祉医療機構債券)	(330)			(330)	(330)	(200)	(130)	(39.4)	%

[年金担保貸付勘定]

区 分		23年度予算額				24年度予算額		25年度予算額		
		当初予算額	第一次補正	第三次補正	計	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)		
						億円	億円	億円	増減額	伸び率
年金担保貸付	貸付契約額	1,869			1,869	1,575	1,296	279	17.7	%
	資金交付額	1,869			1,869	1,575	1,296	279	17.7	%
	民間借入金	434			434	183	165	18	9.8	%
	自己資金	1,435			1,435	1,392	1,131	261	18.8	%
	(うち福祉医療機構債券)	(820)			(820)	(400)	(380)	(20)	(5.0)	%

(参考)

区 分		23年度予算額				24年度予算額		25年度予算額		
		当初予算額	第一次補正	第三次補正	計	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)		
						億円	億円	億円	増減額	伸び率
福祉医療機構債券(合計)		1,150			1,150	730	580	150	20.5	%

[交付金・補給金・補助金等の概要]

区 分	23年度予算額					24年度予算額			25年度予算額(予定)			
	当初予算額	第一次補正	第二次補正	第三次補正	計	当初予算額	第一次補正	計	予算額	対前年度(当初予算額)		
		千円				千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
一 般 勘 定	10,880,127	10,000,000	4,000,000	200,000	25,080,127	10,852,350	4,481,578	15,333,928	10,349,016	503,334	4.6	%
運 営 費 交 付 金	3,286,901				3,286,901	2,928,584	128,999	2,799,585	2,716,678	211,906	7.2	%
社会福祉振興助成費補助金	2,081,376				2,081,376	2,390,238		2,390,238	1,685,914	704,324	29.5	%
利 子 補 給 金	5,511,850				5,511,850	5,533,528		5,533,528	5,946,424	412,896	7.5	%
政 府 出 資 金	-	10,000,000	4,000,000	200,000	14,200,000	-	4,610,577	4,610,577	-	-	-	%
共 済 勘 定	21,864,949			1,479,174	23,344,123	21,864,949	3,701,459	25,566,408	25,501,296	3,636,347	16.6	%
運 営 費 交 付 金	552,612				552,612	552,612	16,725	535,887	534,427	18,185	3.3	%
給 付 費 補 助 金	21,312,337			1,479,174	22,791,511	21,312,337	3,718,184	25,030,521	24,966,869	3,654,532	17.1	%
保 険 勘 定	107,997				107,997	107,997	5,816	102,181	101,859	6,138	5.7	%
運 営 費 交 付 金	107,997				107,997	107,997	5,816	102,181	101,859	6,138	5.7	%
合 計	32,853,073	10,000,000	4,000,000	1,679,174	48,532,247	32,825,296	8,177,221	41,002,517	35,952,171	3,126,875	9.5	%
(内、運営費交付金)	3,947,510				3,947,510	3,589,193	151,540	3,437,653	3,352,964	236,229	6.6	%

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人福祉医療機構

(東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス9階)

なお、機構ホームページ (<http://hp.wam.go.jp/>) にも掲載されております。